

## 横芝光町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

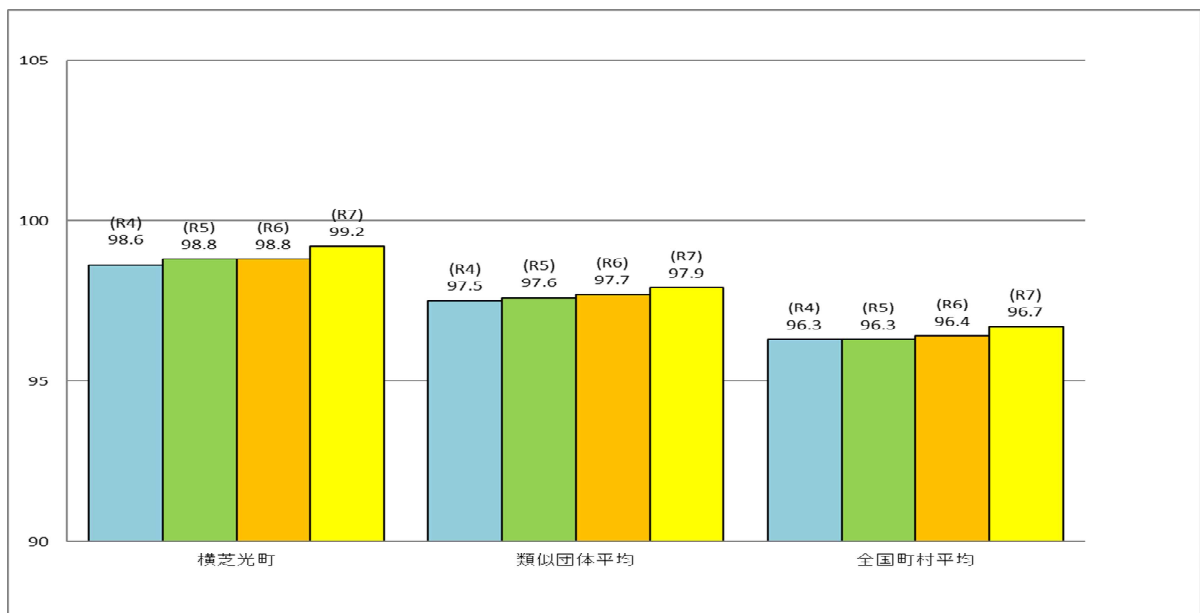
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 22,095	千円 14,354,302	千円 475,560	千円 1,847,047	% 12.9	% 14.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)V-1 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 196	千円 802,368	千円 85,865	千円 319,899	千円 1,208,132	千円 6,164	千円 5,791

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

**(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設定している団体のみ**

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について**

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4%に対し、横芝光町においては3%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は3%、令和8年4月1日からは4%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	—%	4%	4%
横芝光町の支給割合	—%	3%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当（支給限度額引上げのみ）、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横芝光町	41.5歳	326,900円	372,600円	354,200円
千葉県	39.8歳	315,893円	424,453円	370,183円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	40.8歳	318,509円	386,712円	352,532円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)円	A/B
横芝光町	49.3 歳	20 人	276,900 円	310,200 円	291,300 円	—	— 歳	—	—
うち 調理員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	—	—
うち 用務員	59.0 歳	3 人	277,300 円	287,700 円	285,600 円	用務員	49.6 歳	246,200	1.17
うち その他	47.5 歳	17 人	276,900 円	314,200 円	292,400 円	—	— 歳	—	—
千葉県	50.8 歳	267 人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	— 歳	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	— 歳	—	—
類似団体	50.8 歳	— 人	277,896 円	301,857 円	291,148 円	—	— 歳	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
横芝光町	4,994,900 円	— 円	—
うち 調理員	— 円	— 円	—
うち 用務員	4,777,800 円	3,247,300 円	1.47
うち その他	5,033,500 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年から令和6年までの3ヶ年平均)。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横芝光町	— 歳	— 円	— 円
千葉県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		横芝光町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	188,000円	192,500円	—
	中学卒	179,100円	—	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

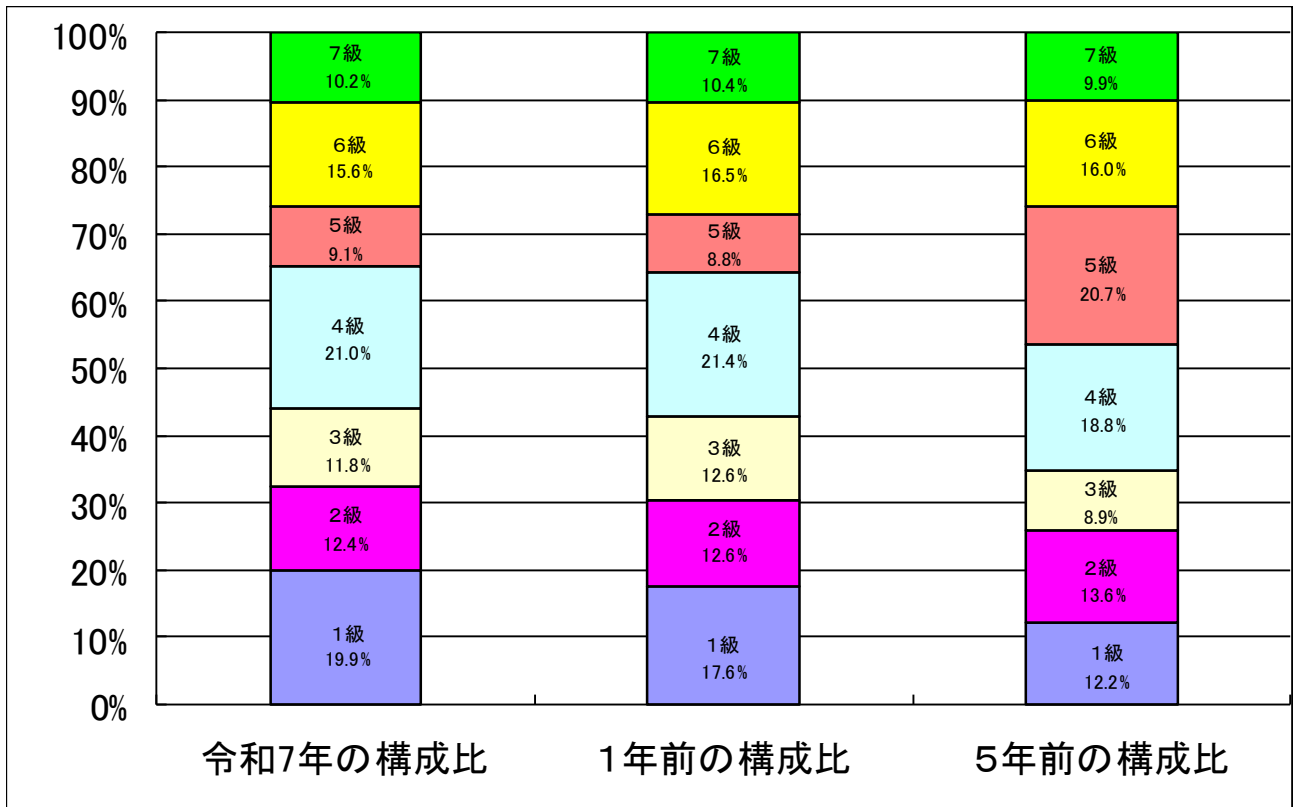
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	292,600円	355,700円	400,600円	436,200円
	高校卒	271,300円	334,000円	348,000円	404,700円
技能労務職	高校卒	266,200円	283,600円	285,500円	306,000円
	中学卒	—	277,300円	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

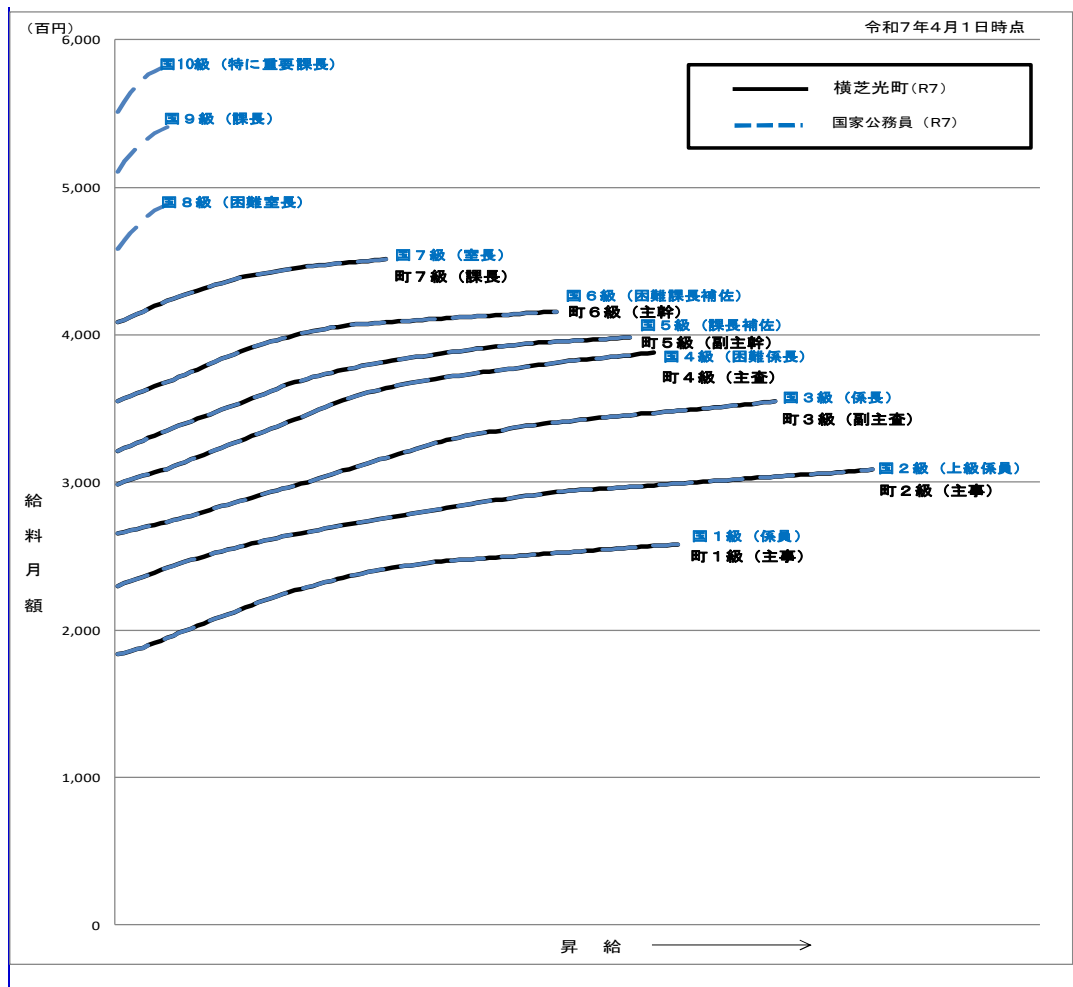
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事、課長、所長、局長、事務長、事務次長、室長、主幹の職務	19人	10.2%	408,300円	450,900円
6級	副課長、副事務長、主幹、所長、館長、局長、室長、副主幹、保育所長の職務	29人	15.6%	355,200円	415,700円
5級	班長、所長、館長、副主幹、保育所長の職務	17人	9.1%	321,300円	398,200円
4級	主査の職務	39人	21.0%	298,800円	387,700円
3級	副主査の職務	22人	11.8%	265,300円	354,700円
2級	主事、技師、保健師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員の職務	23人	12.4%	230,000円	308,500円
1級	主事、技師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員、主事補、技師補の職務	37人	19.9%	183,500円	258,100円

- (注) 1 横芝光町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（横芝光町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年3月		令和9年3月	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

横芝光町	千葉県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,536千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,829千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15・25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（横芝光町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				

上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

横芝光町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額 1,165千円 20,286千円			-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	3%	221人	4%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		33,158千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		385,556円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		26.14%		
手当の種類（手当数）		17		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
診療手当	医師	診療又は手術	12,920千円	月額170,000円
放射線手当	診療放射線技師、助手 看護師、准看護師	放射線の照射作業	282千円	月額5,000円または 日額300円
検査手当	臨床検査技師	細菌等の検査作業	235千円	月額5,000円 細胞検査士：10,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜の看護等の業務	14,900千円	5,600円/回または 7,000円/回

待機手当	看護師又は准看護師	自宅待機	717千円	平日500円/回 休日1,000円/回
特別診療手当	医師	夜間休日の救急 外来患者の診療 等	348千円	夜間1診療1,000円 または休日日中 1診療500円 入院の場合3,000 円
呼出手当	医師、診療放射線 技師、薬剤師又は 看護師	呼出を受けての 患者の診療等	125千円	5,000円～10,000円 /回
早出手当	医師	正規の勤務時間 前における勤務	333千円	1回3,000円
残番手当	医師	正規の勤務時間 後における勤務	263千円	1回3,000円
手術手当	医師及び看護師 (術者及び補助者)	手術に従事(診療 報酬点数表の手術 点数3,000点以上)	1,335千円	手術料の100分の 3に相当する額
死体処理手当	看護師、准看護師 及び看護助手	死体処理に従事	57千円	1件200円
産業医手当	医師	産業医として従 事	720千円	1事業所につき 月額30,000円
文書作成手当	医師	診断書等作成に 従事	741千円	1通につき1,000 円
労働衛生手当	保健師	労働衛生業務に 従事	120千円	月額10,000円
労働環境管理 手当	保健師	労働環境管理業 務に従事	24千円	月額2,000円
抗がん剤注射 薬取り扱い手 当	薬剤師	抗がん剤注射薬 を取り扱う業務 に従事	39千円	1件1,000円
防疫等作業手 当	医師、診療放射線 技師、臨床検査技 師又は看護師	新型コロナウイルス 感染症に関 する業務に従事	0千円	3,000円～4,000円/ 回

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	56,916千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	219千円
支給実績(令和5年度決算)	44,263千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	169千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）※制度なし

支給実績（令和6年度決算）		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		—	円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）	
—	—	—	円

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 16歳～22歳までの子5,000円/人加算 ・その他の扶養親族 6,500円	同		千円 24,405	円 223,895
住居手当	借家（16,000円）以上 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同		千円 10,706	円 261,126
通勤手当	電車、バスを利用 定期代を支給 自動車等を使用 距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		千円 22,934	円 77,742
管理職手当	支給額 19,100円～137,700円	同		千円 28,581	円 414,213
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員が臨時 又は緊急の必要等により週 休日等に勤務した場合に支 給2,150円～15,000円	同		千円 412	円 15,838
初任給調整手当	東陽病院の医師に支給	同		千円 22,320	円 3,188,571
宿日直手当	宿日直を命ぜられた場 合に支給 2,950円～25,000円	同		千円 5,949	円 37,413

**5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）**

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市区町村長	760,000円（—円）	（参考）類似団体における最高／最低額 939,000円／430,000円 738,000円／570,900円
	副市区町村長	607,000円（—円）	
報酬	議長	271,000円（—円）	445,000円／271,000円
	副議長	217,000円（—円）	375,000円／217,000円
	議員	202,000円（—円）	344,000円／202,000円
期末	市区町村長 副市区町村長	（令和6年度支給割合）4.60月分	

手当	議長 副議長 議長	(令和6年度支給割合) 4.60月分
退職手当	市長 副市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.35 12,768,000円 任期满了時 給料月額×在職月数×0.25 7,284,000円 任期满了時
	備考	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

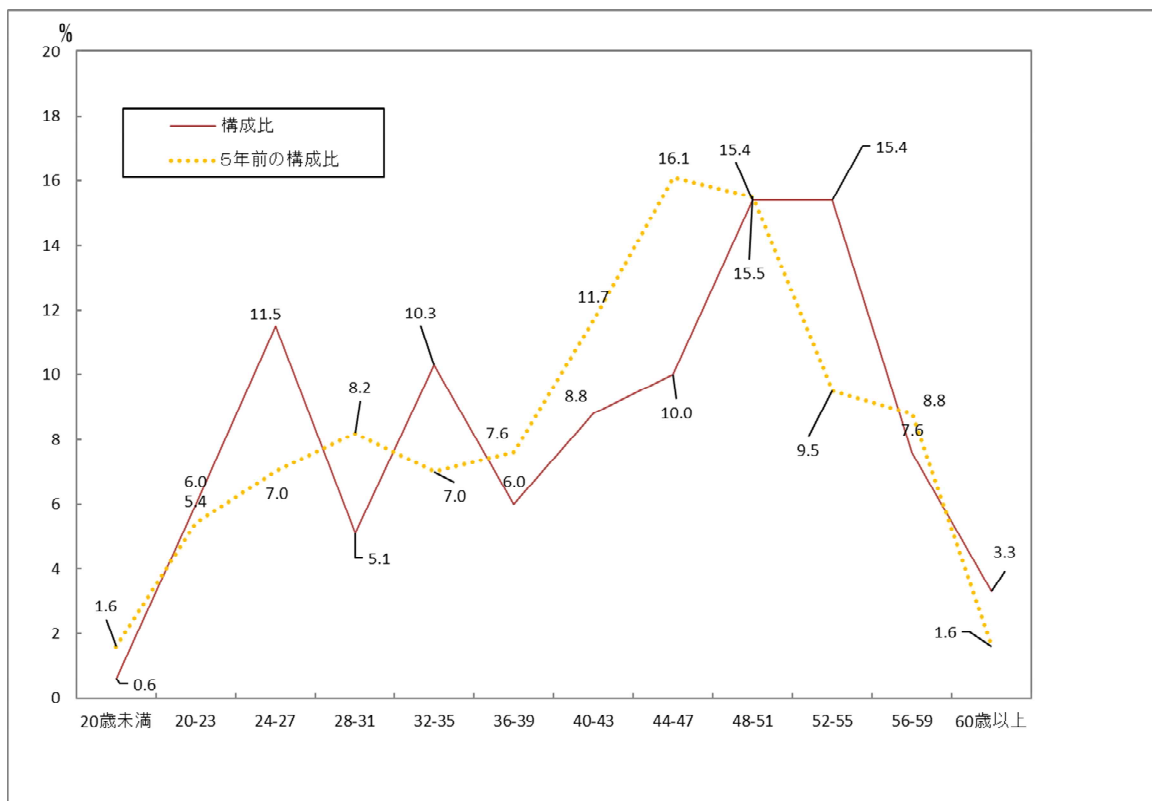
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	一般行政部門	議会	3	3	0	事務内容の見直しによる増減
		総務	56	55	△1	
		税務	17	17	0	
		民生	32	32	0	
		衛生	16	16	0	
		農林水産	15	16	1	
		商工	5	4	△1	
	土木	18	20	2		
計	計	162	163	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.77人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.83人)	
	教育部門	35	35	0		
	消防部門					
	小計	197	198	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 77.23人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	108	108	0	採用、定年等退職による増減	
	下水道	1	1	0		
	その他	23	24	1		
	小計	132	133	1		
合計		329	331	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 149.81人	
		[382]	[382]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	20人	38人	17人	34人	20人	29人	33人	51人	51人	25人	11人	331人

## (3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年		
一般行政	156	160	158	162	162	163	7(4.48%)	
教育	34	34	37	33	35	35	1(2.94%)	
普通会計計	190	194	195	195	197	198	8(4.21%)	
公営企業等会計計	126	128	129	135	132	133	7(5.55%)	
総合計	316	322	324	330	329	331	15(4.74%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。